

議案第52号関連資料
令和2年4月 組織改正案について

1 目的

新型コロナウイルスの感染拡大の防止に係る組織体制を強化するため、感染対策局を新設して、福祉局が所管している保健所に係る事務等に移管するとともに、その一元化を図ろうとするもの。

2 改正案の内容

(1) 感染対策局の新設

市においては、3月2日に新型コロナウイルス感染症対策本部を立ち上げて、様々な対策を進めてきたところですが、国内外で新型コロナウイルスの感染が拡大するとともに、市内においても感染患者が確認されるなど、今後、さらなる感染拡大が危惧されるところです。

そこで、これまで総合安全対策室、広報課、あかし保健所のそれぞれの部局が連携して進めてきた新型コロナウイルス対策について、刻々と変化する状況に対して、より迅速かつ適時適切に対応していくため、体制を一元化した「感染対策局」を新設します。

3 改正の概要

別紙「令和2年4月 組織改正総括表(案)」のとおり

※改正後の組織の規模

〔現行〕 10局 38室 75課 179係

〔改正〕 11局 40室 75課 179係(1局増、2室増)

4 改正の手続

事務分掌条例の改正を行い、可決後すみやかに実施する予定です。

令和2年4月 組織改正総括表（案）

改正案（令和2年4月）			改正前		
市長事務部局			市長事務部局		
局	室・課	係 等	局	室・課	係 等
福祉局	福祉政策室 (略) 生活支援室 (略) 地域共生社会室 (略) 高齢者総合支援室 (略) <u>(削る)</u> <u>(削る)</u> <u>(削る)</u> <u>(削る)</u> <u>(削る)</u>		福祉局	福祉政策室 (略) 生活支援室 (略) 地域共生社会室 (略) 高齢者総合支援室 (略) <u>あかし保健所</u> <u>保健総務課</u> <u>保健予防課</u> <u>健康推進課</u> <u>ひきこもり相談支援課</u> <u>生活衛生課</u>	
	感染対策局	<u>安全統括室</u> <u>広報相談室</u> <u>あかし保健所</u> <u>保健総務課</u> <u>保健予防課</u> <u>健康推進課</u> <u>ひきこもり相談支援課</u> <u>生活衛生課</u>		(新設)	<u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u>
○組織の規模 11局 40室 75課 179係 (市長事務部局 7局 37室 58課 129係)			○組織の規模 10局 38室 75課 179係 (市長事務部局 6局 35室 58課 129係)		